

よくある質問

Q 1. 親が子供に代わって、申請書類を作成してもよろしいでしょうか。

A 1. **申請者は学生本人です。学生本人が申請書を作成してください。**

Q 2. 独立生計者で一人暮らしをしています。申請資格には、「独立生計者」についての記載がなかったのですが、申請することは可能でしょうか。

A 2. **申請できません。**

今回の募集では「ひとり親家庭であること」が申請資格となっています。大変申し訳ございませんが、独立生計者（自ら収入を得て生活費や健康保険証の支払い等を行っている者）は申請できません。

Q 3. 一人暮らしをしています。アルバイトで生計を立てていますが、母親に健康保険を支払ってもらっています。申請することは可能でしょうか。

A 3. **申請できます。**

母親の扶養（経済的援助を受けていること）に含まれますので、「ひとり親家庭であること」の申請理由に該当します。

Q 5. 実家に一緒に住んでいる兄弟姉妹に社会人学生がいます。その人の住民税が記載されている所得証明書、又は市町村民税の課税・非課税証明書の添付は必要でしょうか。

A 5. **必要です。**

他の書類と共にその人の住民税が記載されている所得証明書、又は市町村民税の課税・非課税証明書の提出もお願いいたします。（参考：家計状況等調書作成要領）

Q 6. 実家から大学へ通っていますが、兄弟姉妹が大学生で一人暮らしをしながら大学へ通っています。提出書類には「家族全員分の住民票又は戸籍謄本」との記載がございますが、どちらを提出すればよろしいでしょうか。

A 6. **戸籍謄本を提出してください。**

戸籍謄本は、戸籍に記録されている方全員の身分関係（出生、結婚、死亡、親族関係など）について、証明する書類のため、本人や兄弟姉妹が大学生で一人暮らしを行っていても本拠地となっている付近の役所等で取得ができます。

Q 7. 実家为本州のため、寮から大学へ通っています。戸籍謄本を提出しようと考えているのですが、社会人の兄弟姉妹が記載されています。社会人の兄弟姉妹について記入した方がいいのでしょうか。

A 7. 社会人の兄弟姉妹が、**同一生計かどうかによります。**

同一生計で暮らしている ⇒家族状況等調書に記入が必要です。そして、他の家族と同様、令和2年度の住民税が記載されている所得（課税・非課税）証明書や、収入を確認できる書類等を添付してください。

別生計で暮らしている ⇒家族状況等調書（学内選考資料）に記入不要ですが、「〇〇は社会人の兄弟であり別生計で生活しています」とメモする等、記入漏れではないことがわかるようにしてください。

Q 8. 「きのとや奨学金支給申請書」のメールアドレスは、携帯電話のメールアドレスでもよろしいでしょうか。

A 8. **パソコンのメールアドレスを記載してください。**（ELMS メール等）

PDF ファイルや Excel 等のデータファイルを添付してメールをお送りすることがあり、携帯電話のメールアドレスでは、届かなかったり、ファイルを開くことができず、手続きに支障を来す恐れがあるためです。

Q 9. きのとや奨学金の結果を受け取りに行けません。どうしたらよいでしょうか。

A 9. **下記宛にご相談ください。**

Q 10. きのとや奨学金の結果は、申請者の親に直接届きますか。

A 10. **結果通知が大学から親に直接届くことはありません。**

学生本人が結果をご確認ください。

問い合わせ先

学務部学生支援課奨学支援担当（高等教育推進機構 4 番 B 窓口）

電話 011-706-7530

メールアドレス syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp

※[at]は@に置き換えてください。